

路上自動二輪車等駐車場の制度概要

○これまで、路上自動二輪車駐車場については、道路上に道路管理者（**道路附属物**）及び占用主体（**占用許可物件**）が設置できるよう、道路法を改正、設置指針を作成。

道路法

道路上の自動車駐車場を道路附属物として位置付け
（平成3年5月2日道路法改正）

- 路上駐車の蔓延を防止し、道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、道路管理者が交通に支障を及ぼさない構造の道路上の自動車駐車場※を整備できるものとし、道路上に道路管理者が設ける自動車駐車場を道路の附属物として位置付け

※自動二輪車用の駐車場を含む

- ・自動車駐車場で道路上に、又は道路に接して道路管理者が設けるもの（法第2条）

車輪止め装置等を占用許可対象物件として規定
（平成18年11月15日道路法施行令改正）

- 道路上における自転車、原動機付自転車又は二輪自動車の放置問題の解消に資するため、以下を規定

- ・ 占用許可対象物件への追加（令第7条第12号）
- ・ 自転車駐車器具、原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準（令第11条の10、11）
- ・ 指定区間内の国道に関わる占用料の額（令第19条）

路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針
（平成18年11月15日）

- 一般的技術基準

参考

道路法施行令の一部改正について
（平成18年11月15日道路局長通達）

- 駐車器具の占用基準、占用主体、構造、許可条件などの、具体的な運用を規定

駐車スペースのイメージ

道路附属物の事例



道の駅

占用による事例



ラック（車輪止め装置）



上屋（その他器具）

○ 道路上の自動二輪車等の駐車場の整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な設計に資することを目的として、平成18年に「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針」を策定。

路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針

第1章 総則

- ・ 目的
- ・ 適用の範囲
- ・ 用語の定義
- ・ 駐車対象車両

第2章 設計

- ・ 駐車ます
- ・ 収容方法
- ・ 設置位置
- ・ 配置
- ・ 出入口
- ・ 置場
- ・ 柵等
- ・ 上屋
- ・ 歩道等の有効幅員
- ・ 照明施設
- ・ 排水施設
- ・ 案内板
- ・ 修景

第3章 管理

- ・ 駐車場および周辺の管理
- ・ 盗難防止

● 収容方法

駐車場内における自転車・自動二輪車等の駐車区画への収容方法、また自転車・自動二輪車等の配列方法は、計画駐車台数、敷地の形状面積、出入口の制約、利用対象者等を勘案して、利用しやすい方法を選定する。

● 設置位置

駐車場の設置にあたっては、植樹帯間や横断歩道橋下等の車両や歩行者等の通行の支障とならない位置であることとする。また、設置者が、事前に設置しようとする位置を管轄する都道府県公安委員会（以下、「公安委員会」という。）の意見を聴取（道路使用を伴う場合にあっては、当該位置を管轄する警察署長と事前に協議）した上で、交通の安全と円滑に支障のない位置に設けるものとする。

● 配置

駐車場の配置は、原則として次のとおりとする。

（略）

・ 自動二輪車等を対象とした駐車場は、「車道側から出入り」
設計に際しては、これらの配置分類を選定して、駐車場の設計等を行う。
なお、配置分類の選定に際しては、設置者において、事前に設置しようとする位置を管轄する公安委員会の意見を聴取（道路使用を伴う場合にあっては、当該位置を管轄する警察署長と事前に協議）した上で決定する。

● 駐車場および周辺の管理

駐車場の設置後は、駐車場内および駐車場周辺を良好な状態に保つよう、適切な管理を行うものとする。

【参考】道路占用における運用等について

運用の方針

■道路法施行令の一部改正について（平成18年11月15日付国道利第31号道路局長通達）（抄）

- 自転車等駐車器具の占用は次のいずれにも該当するものであること。
 - ア. 放置自転車等が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与するものであること。
 - イ. 自転車等駐車器具は、逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから占用を認めるものであることから、一般公共の用に供するものであること。
- 占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者等適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者。
- 占用にあたっては、占用主体、占用の場所、駐車料金の額や徴収方法などの運営形態等について、関係地方公共団体等と十分に調整し、その意見、要望等を反映したものであること。

設置事例①



【地整】中国地方整備局
 【路線】一般国道2号
 【占用場所】高架下
 【占用者】岡山市長
 【占用期間】令和5年4月～令和10年3月
 【収容台数】500台

設置事例②



【地整】関東地方整備局
 【路線】一般国道4号
 【占用場所】歩道
 【占用者】台東区長
 【占用期間】令和5年4月～令和10年3月
 【収容台数】146台